

【ぜひご利用ください！】マイナ保険証のメリットについて

加入者の皆様へ

2024 年（令和 6 年）12 月 2 日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。健康保険証に関する下記の内容についてご案内です。ぜひご一読ください。

- ・ お手元の健康保険証の有効期限について
- ・ マイナ保険証について
- ・ 資格確認書について

詳細は、以下 URL に掲載しているリーフレットをご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001332516.pdf>

■ お手元の健康保険証の有効期限について

皆様のお手元にある健康保険証の有効期限は 2024 年（令和 6 年）12 月 2 日時点から、最長 1 年間です。2025 年（令和 7 年）12 月 2 日以降、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、マイナ保険証をお持ちでない方などは「資格確認書」をご利用ください。

■ マイナ保険証について

「マイナ保険証」とは、健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカードのことです。利用登録は、医療機関・薬局の窓口にある顔認証付きカードリーダーにてその場で利用登録をすることも可能ですし、セブン銀行 ATM、マイナポータルでも簡単かつ事前に行えます。利用登録方法や利用登録状況の確認方法の詳細はこちらをご参照ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

マイナ保険証には主に下記のようなメリットがあります。

＼＼データに基づくより良い医療が受けられる／／

患者ご本人の同意のもと、過去に処方された薬や診療情報、特定健診等の情報が医師・薬剤師に正確に共有されます。初めて受診する医療機関・薬局でも安心です。

＼＼突然の手術・入院でも高額支払いが不要／／

突然の入院や手術の際も高額な支払い（高額療養費制度で定める限度額を超える支払い）が不要になります。従来は、窓口での負担を抑えるために、事前に「限度額適用認定証」を申請する必要などがありました。

＼＼救急現場でも役に立つ／／

ご自身で持病や飲んでいいるお薬などの情報を説明することが難しい状態でも、救急隊が日頃通院している医療機関やお薬の記録を確認することで、適切な応急処置や医療機関への迅速な搬送につながります。

■ 資格確認書について

お手元の健康保険証が有効期限満了になった際には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、マイナ保険証をお持ちでない方などは「資格確認書」をご利用いただくこととなり、「資格確認書」であってもこれまで通りの保険診療を受けられます。交付対象の方など、資格確認書の詳細についてはこちらをご参照ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html

~~~~~

皆様のお手元の健康保険証の有効期限は 2024 年（令和 6 年）12 月 2 日時点から、最長 1 年間です。なお、8 月 1 日以降順次、後期高齢者医療制度、及び国民健康保険の被保険者の方で有効期限が満了となった方は、「マイナ保険証」か「資格確認書」で受診等していただくこととなります。ご家族や周囲の方に該当の方がいらっしゃる場合は併せてお声がけをいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちらの厚生労働省の Web サイトをご参照ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するご不明点はマイナンバーカード総合サイトをご参照または、お問い合わせください。

URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/>

■■お問い合わせ先■■

<マイナンバー総合フリーダイヤル>

0120-95-0178（通話無料）（平日：9:30-20:00、土日祝：9:30-17:30 ※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。
